

令和 7 年度 環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 1 日 制定

一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が、環境マネジメントシステム認証の審査・認証を受ける際に要した費用の一部を助成することにより、環境に配慮した経営の促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 環境マネジメントシステム認証とは次に掲げるものであって、令和 7 年度(申請受付期間中)及び令和 7 年 3 月 8 日以降に新規取得・更新を行い、令和 7 年 4 月 1 日以降に支払いを完了した会員を対象とする。

- 1 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
- 2 国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO14001 認証制度に基づく認証
- 3 環境省が策定したエコアクション 21 認証制度に基づく認証
- 4 前各号に掲げるもの他、これらに準ずるものとして兵ト協が認定する認証等

(助成額及び上限)

第 3 条 助成金の交付額は 5 万円とし、1 会員につき 1 事業年度 1 回の交付を限度とする。

(助成金の申請手続き)

第 4 条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式 1「令和7年度環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付申請書」に次の書類を添付し、兵ト協に提出するものとする。

- 1 環境マネジメントシステム認証登録証の写し
- 2 請求書及び請求明細の写し
- 3 支払い処理が完了した事を証明する領収書等の写し

(受付期間)

第 5 条 申請受付は、次のとおりとする。

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 10 日まで。

ただし、受付期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

(助成金の交付)

第 6 条 兵ト協は、会員事業者から第 4 条の「令和 7 年度環境マネジメントシステム認証取得促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認められた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(報告)

第7条 兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

第8条 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。